

冬の

交通安全県民運動

2024/12/11(水)~12/20(金)

重点
1 横断歩行者をはじめ
とした歩行者の保護



重点
2 飲酒運転等の悪質・
危険な運転の根絶



重点
3 自転車・特定小型原動機付
自転車利用時のヘルメット着用と
交通ルール遵守の徹底



佐賀県
交通安全
キャラクター
マニャー

横断歩行者をはじめとした歩行者の保護

重点

1

横断歩道は歩行者優先

ドライバーは、横断歩道手前では横断する歩行者がいないか確認し、横断する歩行者がいる場合は止まりましょう。



横断を妨げないようにね!



歩行者はハンドサインの活用を

歩行者も、横断する時はハンドサインで横断の意思を伝えましょう。

手を上げる!



ドライバーに顔を向ける!



手を差し出す!



ドライバーの目を見る!



飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重点

2

飲酒運転は、重大な交通事故に直結する危険性・悪質性が極めて高い交通違反です。飲酒運転し(四)ない運動を推進して、飲酒運転を根絶しましょう。

運転するなら酒を飲まない



酒を飲んだら運転しない



運転する人に酒をすすめない



酒を飲んだ人に運転させない



飲酒運転したらいかんよ!!



重点

3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車・特定小型原動機付自転車は車両です。すべての自転車・特定小型原動機付自転車利用者はヘルメットを着用し、車道の左側端を通行しましょう。また、令和6年11月1日から道路交通法が一部改正され、自転車の危険な運転に、新しく罰則が整備されました。重大な事故を防ぐため、交通ルールを守りましょう。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

令和6年11月1日
道路交通法改正

～自転車運転中の新たな罰則～



ながらスマホ



酒気帯び運転

罰則強化!



万が一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう。